

○松江市開発審査会条例

平成24年3月27日
松江市条例第35号
改正 平成25年3月18日条例第15号
平成25年7月5日条例第45号
平成26年3月26日条例第1号
令和4年3月30日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8項の規定に基づき、松江市開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の審査会は、市長が招集する。

2 審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者。以下同じ。）及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審査会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審査会の事務を処理する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日松江市条例第15号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月5日松江市条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月26日松江市条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日松江市条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。